

随意契約理由書

件名	王子町地区他雨水幹線改修工事
契約の相手方	有限会社藤明建設工業
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当
随意契約の理由	
<ul style="list-style-type: none">・本工事は、令和3年2月19日に事後審査型制限付一般競争入札に付したが、全者辞退のため令和3年3月5日に入札中止となった工事である。・本工事は、灘区及び中央区の一部において老朽化した雨水幹線を改修し、道路陥没等の被害を未然に防ぐための工事であり、遅延することで陥没等の事故が生じるリスクが高まるため、早期の着工が必要である。・上記請負人は、本案件に応札した会社であり、協議の結果、契約の合意が得られたため、随意契約を行うものである。	
担当部署	建設局下水道部管路課雨水係（電話番号 806-8749 ）